

四万十町告示第 号

四万十町立図書館十和分館整備検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年10月1日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町立図書館十和分館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町立図書館十和分館（以下「分館」という。）の在り方及び整備に関する検討を行うため、四万十町立図書館十和分館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 分館の在り方に関すること。
- (2) 分館の整備に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 四万十町立小中学校PTA連絡協議会十和地区会員 | 3人以内 |
| (2) 四万十町立小中学校長 | 1人 |
| (3) 四万十町立図書館協議会委員 | 1人 |
| (4) 十和地域まちづくり推進協議会委員 | 1人 |
| (5) 四万十町社会教育委員 | 1人 |
| (6) 公募による者 | 3人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、四万十町十和地域振興局町民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。